

独立行政法人国民生活センター新中期計画（案）

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、平成20年〇月〇日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、<u>国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費生活情報の収集・提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たす。</u></p>	<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、平成15年10月1日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係団体と緊密に連携しつつ、全国の消費生活センター（以下「地方センター」という。）を始めとする国民生活に関する情報ネットワークの中核機関として、総合的見地から情報提供及び調査研究を行う。</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) <u>一般管理費及び業務経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般管理費については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。</u> <p>(2) <u>人件費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象額から除く。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</u> <p>(3) <u>給与水準については、職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮した国家公務員との給与水準差及び事務所の所在地における地域手当並びに国からの財政支出の大きさ等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</u></p> <p>(4) <u>随意契約の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。</u> 	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の最終年度（平成19年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）に対して、13%削減する。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成17年度を基準として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費削減を行うこととし、今中期目標期間中には4.8%削減（退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改善分は除く。）するとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。</p> <p>(2) 業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>(2. (1) へ)</p> <p>(5) 保有資産の有効活用</p> <p>① <u>相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運營業務について平成21年度より民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。</u></p> <p>② <u>東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</u></p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) <u>消費生活情報の収集・分析・提供</u></p> <p>① <u>PIO-NETの刷新等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>苦情相談の受付からPIO-NET登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、消費生活センターの協力を得て、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にPIO-NETへ登録する業務体系への転換を図る。</u> ・ <u>上記業務体系の転換を図りつつ、平成19年度策定のPIO-NET最適化計画を基にPIO-NETシステムを刷新し、消費生活センターの協力を得て、平成22年度から運用を開始する。</u> ・ <u>PIO-NETの「分類・キーワード」を平成20年度中に改定し、平成21年度からの運用に供するとともに、今後、キーワードに依存しない検索手法の採用も含めて検討する。</u> 	<p>(3) 業務の効率化を図るための最適化計画を平成17年度末までのできるだけ早期に策定する。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集</p> <p>① <u>PIO-NETの運営</u></p> <p>センター及び地方センターへの苦情相談が大幅に増加する中、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の運営の効率化と情報提供の迅速化を図るため、PIO-NETのホストコンピュータシステムの見直しに着手するとともに、端末装置等の一元的な整備・管理を行う。また、相談カード体系及び入力方法等の改善を図ることにより、相談受付からPIO-NET登録までの1件当たり平均所要日数を、15%以上短縮する。利用者がPIO-NETに登録された苦情相談の傾向及び特徴について随時知ることができる「消費生活相談データベース」については、1週間以内ごとにデータを更新する。</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>②「<u>早期警戒指標</u>」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを抽出する業務の体制を見直し、これを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、これに基づく業務体制（監視・分析・情報提供等）を整備する。</u> <p>③「<u>事故情報データベース</u>」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インターネットを活用して、商品やサービスに関連する事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する「事故情報データベース」を平成21年度までに構築する。</u> ・ <u>「事故情報データベース」に入力された情報は、関係機関等とのネットワークを通じて速やかに共有する。</u> <p>④「<u>消費者トラブルメール箱</u>」の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホームページ上で提供する。</u> <p>⑤<u>調査研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T 情報を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。</u> 	<p>②消費者トラブルメール箱</p> <p>インターネットを通じて、消費者から直接、トラブル等の実態を迅速に把握する「消費者トラブルメール箱」について、認知度を高めることにより、中期目標の期間中、年平均3,500件を上回る情報を収集する。（平成14年度実績；3,254件）寄せられた情報については、年4回以上、集計結果やトラブルの概要を公表する。</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>(2) <u>国民への情報提供の強化</u></p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。</u> ・ <u>国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。</u> <p>②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。</u> ・ <u>緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。</u> <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。</u> ・ <u>「月刊国民生活」について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</u> ・ <u>国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。</u> 	<p>(2) 国民への情報提供</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <p>P I O - N E T に蓄積されている情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を重点的に、報道機関や他の媒体を通じ、中期目標の期間中、年平均で20テーマ以上提供する（平成14年度実績17テーマ）。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者（団体）及び関係行政機関への要望及び情報提供を行う。</p> <p>②出版物、テレビ番組、ホームページ等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <p>ホームページで提供する情報の内容については、被害の防止や解決に役立つ情報の充実を図るとともに、ADR（裁判外紛争処理）機関情報、消費者教育情報の専用コーナーを新設するなど、消費者のニーズや意見に即して一層充実させる。これにより、アクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には20%以上の増加となるようにする。また、ITの一層の活用を図る観点から、携帯電話による情報提供を充実する。</p> <p>ウ. 定期出版物等</p> <p>一般消費者を対象に年1回刊行する「くらしの豆知識」については、消費者が必要とする最新情報の提供と適切なテーマ選定を行うため、読者等へのアンケート調査とヒアリングを毎年度実施し、その結果を編集作業等に活用する。地方公共団体の職員及び消費者団体の指導者層を対象とする月刊誌「国民生活」については、消費者問題、消費者情報に関する専門誌としての充実を図るため、読者等へのアンケート調査を毎年度実施し、その結果を企画・編集等に活用する。商品テスト記事を中心とする生活情報月刊誌「たしかな目」については、センターが実施した調査や商品テスト等の情報と取材</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>ウ. テレビ番組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>センターの情報を活用して、悪質な販売手口や製品事故等に関する情報を毎月2回以上定期的に放映する。</u> ・ <u>放映された番組内容をホームページを通じて動画配信する。</u> ・ <u>視聴者モニターに対するアンケート調査を実施し、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</u> <p>エ. <u>高齢者や障害者等への情報提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。</u> ・ <u>メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配布し、情報提供する。</u> <p>(3) <u>苦情相談の充実・強化</u></p> <p>①苦情相談</p> <p>ア. 経由相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。</u> ・ <u>全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</u> 	<p>等を有機的に結びつけることにより内容の充実を図る。また、読者等へのアンケート調査を毎年度実施し、その結果を編集作業等に活用する。これらの定期出版物については、読者への満足度アンケート調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p> <p>イ. テレビ番組</p> <p>暮らしに役立つ情報を国民に分かりやすく提供するため、視聴者モニター会議の意見等を活用し、番組の企画・構成面の充実を図るとともに、番組内容に関する視聴者モニターに対するアンケート調査を毎年度実施し、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p> <p>(3) 苦情相談</p> <p>①苦情相談</p> <p>消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して専門的相談の充実を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行う。</p> <p>③地方センターの苦情相談処理への支援</p> <p>地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。地方センターからの苦情相談の移送、地方センターとの共同処理、地方センターへの助言などの経由相談につ</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>イ. 直接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。</u> <p>② 個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。</u> <p>(4) <u>裁判外紛争解決手続の整備</u> <u>消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法改正案の成立状況を踏まえ、裁判外紛争解決手続の導入に向け、所要の整備等を行う。</u></p> <p>(2. (8) ～)</p>	<p>いて、専門的知見を有する職員や消費生活専門相談員の適切な配置を行うとともに、地方センターからの意向や要望を定期的に調査し、その結果を活用し、より効果的な業務運営を行う。これらにより、中期目標の期末年度において、全相談件数に占める経由相談の比率を50%以上とする。(平成14年度実績39.5%)</p> <p>② 個人情報の取扱いに関する苦情相談 個人情報の保護に関する法律の制定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、政府全体の個人情報保護に関する基本方針の策定を踏まえつつ、個人情報の取扱いに関する専門相談員を配置するなど苦情相談機能の充実強化を図る。</p> <p>④ 消費者苦情処理専門委員会 苦情相談のうち、消費者契約法に抵触するなど消費者利益の擁護において重要な事案については、苦情処理の円滑な解決を図る観点から、学識経験者などで構成する消費者苦情処理専門委員会で公正・中立的な立場から助言等を行うことにより、適正かつ迅速な解決を図る。同委員会については、都道府県の苦情処理委員会等に年4件以上の情報を提供できるように、その組織・機能を見直し、小委員会を活用するなど柔軟な運用により苦情処理の推進に活用を図る。</p> <p>⑤ 苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備 地方センターのほか、都道府県の消費者苦情処理委員会、民間のPLセンターなど、他の苦情処理・紛争解決機関との連携を図り、ホームページにADR（裁判外紛争処理）機関情報の専用コーナーを新設する等により、消費者トラブルに係る総合的窓口としての機能整備を</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p data-bbox="143 201 450 233"><u>(5) 関係機関との連携</u></p> <p data-bbox="197 284 479 316">① <u>消費生活センター</u></p> <ul data-bbox="232 323 1120 802" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="232 323 1120 435">・ <u>消費生活センターとの業務連絡等を迅速に行うため、P I O - N E T業務のサポート用電子掲示板「消費者行政フォーラム（仮称）」の活用等、情報提供業務の在り方について見直しを行う。</u> <li data-bbox="232 483 1120 595">・ <u>現在月1回提供している「消費生活相談緊急情報」を平成21年度中に月2回発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するために、「消費者行政フォーラム（仮称）」に掲載する。</u> <li data-bbox="232 643 1120 802">・ <u>情報提供の充実を図るため、「製品関連事故情報」の発行回数（現在は隔月発行）を順次増やして平成21年度中に毎月発行とする。また、情報提供の迅速性や利便性に資するために、平成22年度から「消費者行政フォーラム（仮称）」に掲載する。</u> <p data-bbox="197 850 421 882">② <u>国の行政機関</u></p> <ul data-bbox="232 890 1120 1121" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="232 890 1120 962">・ <u>消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、事業者情報を含め、関係行政機関に対し、迅速に情報提供・要望を行う。</u> <li data-bbox="232 1010 1120 1121">・ <u>苦情相談情報、危害・危険情報、商品テスト結果等の分析に基づいて、関係省庁等による消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言等を行う。</u> <p data-bbox="197 1169 421 1201">③ <u>独立行政法人</u></p> <ul data-bbox="232 1209 1120 1281" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="232 1209 1120 1281">・ <u>関連する独立行政法人との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。</u> <p data-bbox="197 1329 479 1361">④ <u>法令照会への対応</u></p> <ul data-bbox="232 1369 1120 1441" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="232 1369 1120 1441">・ <u>裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</u> 	<p data-bbox="1227 161 1330 193">進める。</p> <p data-bbox="1189 240 1554 272">(4) 関連機関への情報提供</p> <p data-bbox="1200 320 1583 352">① 地方センターへの情報提供</p> <p data-bbox="1227 360 2134 595">P I O - N E Tの運営、苦情相談に係る緊急情報の提供、商品テストに係る技術協力、相談員の研修などを通じ、地方センターに対し情報提供を行う。急増している消費者被害事例などの緊急情報を地方センターに一層迅速に提供するため、2年以内に電子媒体等の手段を通じた情報提供を開始する。業務運営に当たっては、毎年度、全国の消費生活センターの意向や要望を聴取し、その結果を活用する。</p> <p data-bbox="1200 890 1554 922">② 行政機関等との情報交流</p> <p data-bbox="1227 930 2134 1042">消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等を通じた消費者被害の防止を図る。</p> <p data-bbox="1200 1217 1877 1249">③ 消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換</p> <p data-bbox="1227 1257 2134 1441">消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換等を定期的に行うとともに、これらの参加を得て消費者フォーラムを開催し、連携を図る。消費者フォーラムについては、参加者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。消費者団体やN P Oが活動や交流のために利用できる場所をセンター事務所内に平成16年度中に開設する。</p>

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>⑤ <u>情報公開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報公開請求に対して適切に対応する。</u> <p>(6) <u>研修の充実</u></p> <p>① <u>地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。</u> ・ <u>研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。</u> <p>② <u>消費生活専門相談員資格認定制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。</u> ・ <u>各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。</u> ・ <u>資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。</u> <p>③ <u>消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者団体や企業の消費者対応部門の職員を対象とする研修の実施・運営については、平成21年度に官民競争入札を導入する。</u> 	<p>(5) <u>研修</u></p> <p>① <u>研修</u></p> <p>地方公共団体の職員、地方公共団体等の消費生活相談員、消費者団体の職員、企業の消費者対応部門の職員等を対象として、消費者被害の動向、個人情報の保護に関する法律など国民生活に関連する法律の制定等、新たなニーズに即して研修を実施する。また、学校における消費者教育の充実に資するため、消費者教育を支援する団体や消費者教育に関する学会の協力を得て、教員等を対象にした研修を新たに実施する。研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、中期目標期間中、3分の1以上を地方都市において実施する。研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p> <p>② <u>消費生活専門相談員資格の審査及び認定</u></p> <p>消費生活相談員の能力・資質の向上等を図るため、消費生活専門相談員資格の審査及び認定等を行う。実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、地方都市においても実施する。</p>

(7) 商品テストの強化

① 生活実態に即した商品テストの実施

- ・ 事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供するとともに、規格・基準の制定や改定等の政策提言を行い、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
- ・ 商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。

② 商品テストの効率的な実施

- ・ 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。

③ 商品テスト実施機関の情報収集・提供

- ・ テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、毎年度、ホームページを通じて情報提供する。
- ・ 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。

(6) 商品テスト

①原因究明テスト

拡大損害を伴う製品関連事故等の原因究明を通じて被害の救済・未然防止・再発防止に資するため、原因究明テストを実施する。テスト技術の向上及びテスト期間の短縮により、毎年度のテスト実施件数を、平成14年度の41件に比べて10%以上増加させる。また、地方センターが実施する原因究明テストに対して、技術的な協力を行う。

②問題提起型テスト

センターや地方センターが受け付けた苦情相談等の中から、人の生命・身体などに関わる事故や苦情等の内容が国民生活に重大な影響を及ぼす案件につき、問題提起を行うテストを実施し、その結果については迅速に公表する。毎年度のテスト実施件数を、平均12件以上とする。（平成14年度実績12件）テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）

現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）

(2. (1) ⑤へ)

(7) 調査研究

国民生活の動向、消費生活に関する諸問題の中から消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O-N E Tなどセンターの収集した情報などを用いて調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民の理解を促進する。調査研究の課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。

(8) 中核機関としての役割強化

内閣府が中心・中核となって、センターが行う業務全般に関して、関係省庁、関係機関との役割分担・連携等の具体的方策について、十分に協議した結果を踏まえ、適切に対応する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

中期計画予算
平成20年度～平成24年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	23,893
施設整備費補助金	354
自己収入	719
計	24,966
支 出	
業務経費	17,121

(1) 予算

中 期 計 画 予 算
平成15年度～平成19年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	12,756
事業収入等	1,140
その他の収入	68
施設整備費補助金	431
計	14,395
支 出	

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）		現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）	
一般管理費	1,073	業務経費	6,603
人件費	6,417	一般管理費	1,136
施設整備費	354	人件費	6,158
		その他の支出	68
計	24,966	施設整備費	431
		計	14,395
<p>(注1) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。</p> <p>(注2) 運営費交付金収入及び業務経費には、平成20年度補正予算（第1号）により措置された「安心実現のための緊急総合対策」の消費者政策強化対策に係る経費及び平成20年度補正予算（第2号）により措置された「生活対策」の消費者政策強化対策に係る経費が含まれている。</p>		<p>【注記】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。 平成17年度以降の業務経費については、全国消費生活情報ネットワーク・システムの管理・運営に係る経費を追加している。 中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定等の伸び率を年0%、効率化係数を業務経費については99.0%、人件費及び一般管理費については97.34%、政策係数を0%と仮定して計算している。 <p>【人件費の見積り】</p> <p>期間中総額4,916百万円を支出する。</p> <p>但し、上記の額は、役員報酬（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>【運営交付金の算定ルール】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成15年度は、積み上げ方式とする。 平成16年度以降については、次の算定ルールを用いる。 <p>運営費交付金＝人件費＋（業務経費＋一般管理費）×β（消費者物価指数）－自己収入見積額＋δ（特殊要因増減）</p> <p>人件費＝（基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金）×α1（効率化係数）＋退職手当</p>	
<p>【人件費の見積り】</p> <p>期間中総額5,008百万円を支出する。</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>【運営費交付金算定方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルール方式とする。 <p>【運営費交付金の算定ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の運営費交付金については、以下の数式により決定する。 <p>運営費交付金＝人件費＋（業務経費＋一般管理費）×β（消費者物価指数）－自己収入＋ε（特殊要因増減）</p>			

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）
<p>人件費＝（基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金）×$\alpha 1$×γ＋退職手当</p> <p>基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）</p> <p>業務経費＝前年度の業務経費相当額×$\alpha 2$×δ</p> <p>一般管理費＝前年度の一般管理費相当額×$\alpha 3$</p>	<p>基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率等）</p> <p>業務経費＝前年度の業務経費相当額×$\alpha 2$（効率化係数）×γ（政策係数）</p> <p>一般管理費＝前年度の一般管理費相当額×$\alpha 1$（効率化係数）</p>
<p>【注記】</p> <p><u>人件費の効率化係数（$\alpha 1$）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p> <p><u>業務経費の効率化係数（$\alpha 2$）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p> <p><u>一般管理費の効率化係数（$\alpha 3$）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p> <p><u>消費者物価指数（β）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p>	<p>$\alpha 1$、$\alpha 2$、β、γ、δについては、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>$\alpha 1$（効率化係数）：業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比2.6%程度の業務の効率化を図る。</p> <p>$\alpha 2$（効率化係数）：業務の効率化を進め、新規に追加又は拡充されるものを除いて、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。</p> <p>β（消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。</p> <p>γ（政策係数）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な係数値伸び率を決定する。</p>
<p><u>人件費調整係数（γ）：各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p> <p>政策係数（δ）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、<u>各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</u></p> <p>特殊要因（ϵ）：法改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要</p>	<p>δ（特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要</p>
<p>【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・人件費の効率化係数（$\alpha 1$）：平成20年度は前年度0.98、平成21年度以降は対前年度0.99と仮定した。</u> <u>・業務経費の効率化係数（$\alpha 2$）：中期計画期間中は、0.99と仮定した。</u> <u>・一般管理費の効率化（$\alpha 3$）：中期計画期間中は、0.97と仮定した。</u> <u>・消費者物価指数（β）：中期計画期間中は1.00と仮定した。</u> 	

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）

- ・人件費調整係数（ γ ）：平成20年度は1.00559、平成21年度以降は1.00と仮定した。
- ・政策係数（ δ ）：平成20年度は1.0755954、平成21年度以降は1.00と仮定した。

(2) 収支計画

収支計画
平成20年度～平成24年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	24,728
経常費用	24,728
業務経費	16,849
一般管理費	1,073
人件費	6,417
減価償却費	388
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	24,728
運営費交付金収益	23,621
自己収入	719
資産見返運営費交付金戻入	388
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

(注) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）

(2) 収支計画

収支計画
平成15年度～平成19年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	13,897
経常費用	13,897
業務経費	6,603
一般管理費	1,136
人件費	6,158
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	13,897
運営費交付金収益	12,757
事業収入等	1,140
資産見返運営費交付金戻入	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）

現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）

【注記】

1. 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
2. 当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(3) 資金計画

資金計画
平成20年度～平成24年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	24,966
業務活動による支出	24,340
投資活動による支出	626
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	24,966
業務活動による収入	24,612
運営費交付金による収入	23,893
自己収入	719
投資活動による収入	354
施設整備費補助金による収入	354
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

(注) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画

資金計画
平成15年度～平成19年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	14,395
業務活動による支出	13,897
投資活動による支出	495
財務活動による支出	4
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	14,395
業務活動による収入	13,897
運営費交付金による収入	12,757
事業収入等	1,140
投資活動による収入	435
財務活動による収入	64
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

【注記】 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）

現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）

4. 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

4. 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額は6億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

- ・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

- ・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。

6. 剰余金の使途

- (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備
- (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備
- (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備

6. 剰余金の使途

- (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備
- (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備
- (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備

7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

平成20年度～平成24年度

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
東京事務所耐震改修工事	354	施設整備費補助金

(注) 金額については見込である。

なお、上記のほか、業務の実施状況及び施設・設備の老朽化度合いを勘案した施設整備が追加されることがあり得る。

(2) 人事に関する計画

- ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。

7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

平成18年度から平成19年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予 定 額	財 源
東京事務所耐震改修工事	431	施設整備費補助金

【注記】 金額は、見込みである。

(2) 人事に関する計画

- ①方針

新中期計画（平成20年4月から平成25年3月）	現行中期計画（平成15年10月から平成20年3月）										
<p>・ <u>第1期中期計画に引き続き、職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。</u></p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>・ <u>中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</u></p> <p>(4) 積立金の処分に関する事項</p> <p>・ なし</p>	<p>1) 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</p> <p>2) 個人情報保護法の施行に係る相談及び研修に対応するための人員の確保を図る。</p> <p>②人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員は、期首126人に対して123人以内とする。なお、上記2)を除外した場合にあっては中期計画期間中6人削減する。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>①平成17年度から平成23年度までのコンピュータの賃貸借</p> <p>②平成18年度から平成20年度までの東京事務所耐震改修工事</p> <table border="1" data-bbox="1200 603 2078 890"> <tr> <td>債務負担の限度額</td> <td>784百万円</td> </tr> <tr> <td>債務負担を行う年度</td> <td>平成18年度</td> </tr> <tr> <td>支出を行うべき年度</td> <td>平成18年度以降3箇年度</td> </tr> <tr> <td>当該中期計画期間中の支出予定額</td> <td>431百万円</td> </tr> <tr> <td>債務負担を必要とする理由</td> <td>東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため</td> </tr> </table> <p>(4) 積立金の処分に関する事項</p> <p>なし</p>	債務負担の限度額	784百万円	債務負担を行う年度	平成18年度	支出を行うべき年度	平成18年度以降3箇年度	当該中期計画期間中の支出予定額	431百万円	債務負担を必要とする理由	東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
債務負担の限度額	784百万円										
債務負担を行う年度	平成18年度										
支出を行うべき年度	平成18年度以降3箇年度										
当該中期計画期間中の支出予定額	431百万円										
債務負担を必要とする理由	東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため										

※3. 予算は2次補正後の数字